

記 錄

日本保育學會記事

第二部 研究發表

一、幼兒學校に於ける兩親教育
教育研究所 村山貞雄

二、小兒期における傳染病の罹病時期と
罹病年齢について

日本女子大學兒童研究所 長竹正春
大森晶子

三、幼兒と繪畫
東京高等保育學校 久保貞次郎

四、幼兒の時の觀念と童話の關係
東京高等保育學校 内山憲尚

五、幼兒の睡眠の實態について
愛育研究所 平井信義

六、幼兒の遊びについて
愛育研究所 竹田俊雄

東京都兒童課

七、年少兒保育の方法的問題
愛育研究所 平井信義

東京都兒童課

八、「保育要領」批判
日本女子大學兒童研究所 小川正通

奈良女子高等師範學校 兒玉

九、都市と農村の乳幼兒の發達の比較研究
第一報
日本女子大學兒童研究所 小川正通

奈良女子高等師範學校 兒玉

十、骨格と個人差
東京保母專修學校 坂内三津省

奈良女子高等師範學校 兒玉

十一、保母の問題
厚生省保育課 副島はま

東京保母專修學校 坂内三津省

十二、女學生の保母觀について
教育研究所 森脇要

奈良女子高等師範學校 兒玉

心身ともに健かに乳幼兒を育成するため、保育に關する種々の問題を科學的に考察し、乳幼兒保育を正しい姿で展開する基盤を確立する事は、多年望まれて果し得なかつたところである。こゝに我々は基本的な着手として、まず研究發表會としての保育學會を開催し、更に機關としての「日本保育學會」(假稱)を創設する事を企てた。

この計畫を達するため、まず倉橋惣三氏と山下俊郎氏が發起人となり、東京在住の保育學者十餘名を、九月十三日に愛育研究所に招き、日本保育學會準備委員會を開いた。この委員會において山下氏より説明あり種々討論を重ねた結果、日本保育學會準備委員會の主催で、昭和二十三年十一月二十日(發表會)を開催する事が決定せられた。

開會の辭
メツセーリ

G·H·Q ヤイデ女史
山下俊郎

第三部 シンボジウム
教育研究所 森脇要

「幼児の教育年齢の問題」

司會 倉橋惣三

一、現行教育法の立場から

文部省教育局

三木安正

二、児童福祉の立場から

厚生省兒童局

吉見靜江

三、心理學的立場から

愛育研究所

山下俊郎

四、醫學的立場から

愛育研究所

齋藤文雄

五、教育學的立場から

齋藤文雄

城戸幡太郎

倉橋惣三

閉會の辭

このうち第一部は午前九時半より、第二部は同十時十分より、第三部は午後二時より行われ、同四時半倉橋氏の閉會の辭をもつて終つた。その発表の内容は前掲の通りである。たゞ坂内氏の分は報告原稿の提出がなかつたので省いてある。

尙本學會の聽衆は、乳幼兒保育に關する研究者、幼稚園、保育所等で實際保育に從事する人々、その他一般に乳幼兒の問題に關心を持つ人々が多數來聽し、その數は三百二十七名に及んだ。その地方別内譯は次の通りである。

東京都一七六 神奈川六四 千葉一七 大阪一四 群馬八 兵庫

六 新潟六 岡山三 福島三 静岡三 長野二 山梨二 奈良二

大分二 山形二 愛知一 盛岡一 石川一

又研究發表においても、奈良から小川氏が出場せられるなど、全國的な日本保育學會のさきがけとしてはずかしくないものであると思われた。

閉會後、準備委員と發表者計十九名が集つて、日本保育學會創立委員會を結成した。こゝで他の學會や團體との關係を十分検討した結果、日本保育學會が滿場一致で創立せられた。つゞいてその規約を討議し、別項のような學會規約が可決されたが、特に會員の資格についてはいろ／＼論議され、結局「準會員」をおく事になつた。更に、この規約に従つて役員の決定をみたがその氏名は次の如くである。

會長 倉橋惣三

副會長 小川正通、山下俊郎

委員（○印當任委員）秋田美子、阿部安二、乾孝、江

尻保之助、○及川ふみ、大西憲明、上村哲彌、城戸幡太郎、功力嘉子、○兒玉省、齋藤文雄、島津峰眞、莊司雅

子、周郷博、○鈴木とく、副島はま、○竹田俊雄、土屋

まさ、長竹正春、波多野完治、○平井信義、古木弘造、

堀要、三木安正、○村山貞雄、森脇要、○吉見靜江、依

田新、會計監査牛島義友

こゝに、日本保育學會は、昭和二十三年十一月二十一日創立せられる事になつたが、本會の趣旨は次の趣意書に示すところによつて明かである。

日本保育學會趣意書

乳幼兒を心身ともに健やかに育成するためには、こととに對する深い愛情とともにその保育に科學的な基礎をもたせなければならぬ。この保育についての、理論的な研究は、これまで我が國に

おいて、ほとんど未開拓の分野であった。年若い保育學をよく發達させ、正しい姿において、乳幼兒保育を開拓するために、わが國最初の研究發表の催しを機としてここに日本保育學會が設立されることになった。

乳幼兒保育の諸問題に關する研究者、幼稚園、保育所等において、實際保育に從事してその理論的基礎を求めてくるもの、「一般に乳幼兒の問題に深い關心をもち、こどものたくましい發達をこころがう人々は、それぞれの立場から、この學會に會員として参加し、學會の目的とするところに協力されることを強く希望する次第である。

日本保育學會の活動は創立後まだ日も浅いが、次期大會の準備、事業計畫の樹立等の外に、アメリカの兒童教育協會（Association for Childhood Education in America）にメッセージをおくり連絡と指導を頼んだり、活潑な活動をみせつける。（村山貞雄）

日本保育學會會則

第一章 總 則

第一條 本會は日本保育學會と稱する。

第二條 本會は保育學の發達を期し、保育の研究に關係のある個人及び團體の連絡をはかり、もつて保育事業の進歩に貢獻する事を目的とする。

第三條 本會は前條の目的を達成するために次の事業を行う
一、研究の促進及び連絡

二、共同の調査及び研究

三、大會及び研究會の開催

四、講演會及び講習會の開催

五、研究誌、紀要、その他の刊行物の發行

六、その他必要な事業

第四條 本會の事務所を當分の間東京都港區麻布盛岡町一番地愛育研究所内に置く

第二章 會 員

第五條 本會の會員は次の三種とする

一、正 會 員

二、準 會 員

三、贊 助 會 員

第六條 正會員は保育學の研究に從事するもので本會の目的に積極的に協力するものとする

第七條 準會員は保育に從事しめる者は保育に關心を持ち本會の目的に賛同するものとする

準會員となるうとするものはその旨を本會に申込むことを要する

第八條 贊助會員は本會の目的に賛同し本會に經濟的その他特別の援助をあたえるもので委員會において推薦したものとする

第九條 正會員及び準會員は委員會の決議により規定する會費を納めなければならない